

本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務委託プロポーザル募集要項

1. 趣旨

この募集要項（以下「本要項」という。）は、本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務を受託する事業者のプロポーザルによる選考に関して、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

（1）業務名称

本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務（以下「本業務」という。）

（2）業務の目的

本業務は、本市例規の制定改廃に係る事務の効率化を図るとともに、法令の改廃情報等を得ることにより、例規の正確な改廃及び住民への迅速な情報提供を行うことを目的とする。

（3）業務内容

「本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（4）履行期間

令和8年4月1日から令和13年9月30日まで

3. 提案上限額

提案上限額は、金 23,705,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

各年度の支払上限額 令和8年度から令和12年度まで：各年度 4,310,000 円

令和13年度（令和13年4月1日から令和13年9月30日まで）：2,155,000 円

4. 実施型式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- ① 本庄市物品等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年本庄市告示第289号）に規定する本庄市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- ③ 本プロポーザルの公告日（以下「公告日」という。）から過去２年間に於いて施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- ④ 参加の申込みをした日から受託候補者決定の日までの間、本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成２１年本庄市告示第４３号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加の申込みをした日から受託候補者決定の日までの間、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１８年本庄市告示第２３号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑨ 本業務に関し、過去５年以内（令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで）に地方公共団体から発注された実績を有すること。

6. 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 本要項に定められた参加資格を満たさない場合
- ② 本要項に定められた提出方法によらず企画提案書及び添付様式（以下「企画提案書類」という。）が提出された場合
- ③ 本要項により提出を求められた企画提案書類について、記載すべき事項が記載されていない場合
- ④ 提出を求められた企画提案書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ⑤ 本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明した場合
- ⑥ 本市が定める提案上限額を超えた見積書を提出した場合
- ⑦ 著しく社会的信用を損なう行為等により、本業務の受託者としてふさわしくないと本市が判断した場合

7. スケジュール（予定）

公募開始（公告日 本要項等の公表・質問受付開始）	令和 7年10月 1日（水）
質問書の提出期限	令和 7年10月 6日（月）
質問書の回答期限	令和 7年10月 9日（木）
参加申込書の提出期限	令和 7年10月15日（水）

参加資格審査結果通知	令和 7 年 1 0 月 2 0 日 (月)
企画提案書類の提出期限	令和 7 年 1 0 月 2 8 日 (火)
	令和 7 年 1 1 月 5 日 (水)
企画提案審査（プレゼンテーション審査）の実施	又は
	令和 7 年 1 1 月 7 日 (金)
企画提案審査結果通知	令和 7 年 1 1 月 1 3 日 (木)

8. 参加申込み・資格審査方法

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加申込みは、参加申込受付期間（下記（2）参照）内に参加申込書【様式第 1 号】及び例規集データベースシステム機能調査表【様式第 2 号】を本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」へ電子メールで提出すること。

なお、提出データは PDF ファイルとする。

(2) 参加申込受付期間

受付期間：公告日から令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）午後 5 時まで

※電子メール送信後は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間に、電話により本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。

(3) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、参加希望者全てに対して、令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）午後 5 時までに、参加資格審査結果通知書により、電子メールにて通知する。

9. 参加辞退

本プロポーザルへの参加申込みを行った者は、企画提案書類の提出期限までは、いつでも参加を辞退することができる。この場合において、プロポーザル辞退届【様式第 3 号】を本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」へ電子メールで届出するものとし、提出データは PDF ファイルとする。

なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではない。

また、一度提出し、受理されたプロポーザル辞退届を撤回することはできない。

10. 質問及び回答

(1) 質問の方法

質問は、本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務委託公募型プロポーザル質問書【様

式第4号】（以下「質問書」という。）を使用し、以下のとおり行うこと。

- ① 質問書には、質問内容を簡潔に記載し、電子メールにて「kanri@city.honjo.lg.jp」まで送信すること。

なお、電話・ファクシミリによる質問は受け付けない。

- ② 質問書は、公告日から令和7年10月6日（月）の午後5時までに提出すること。
- ③ 電子メール送信後は、午前8時30分から午後5時までの間に、電話により本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。
- ④ 電子メールの件名は、「（事業者名）本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務委託公募型プロポーザルに関する質問書」とし、質問書以外のファイルは添付しないこと。

（2）質問への回答

質問書への回答は、質問者に対して、令和7年10月9日（木）午後5時までに電子メールにて行い、質問事項及びその回答を、随時本庄市ホームページに掲載する。

なお、参加希望者は、質問書の提出の有無にかかわらず、本庄市ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、参加申込みを行うこと。

また、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加希望者に適用する。

1 1. 企画提案書類の作成及び提出方法

参加資格審査により「参加資格有」と認められ、企画提案書類の提出依頼を受けた者（以下「提案者」という。）は、次に定める企画提案書類を本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」へ電子メールで提出すること。この場合において、提出データは PDF ファイルとし、電子メール送信後は、午前8時30分から午後5時の間に、電話により本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。

なお、受付期間中に企画提案書類の提出がない場合、又は提出された企画提案書類に不備がある場合は、本プロポーザルへの参加資格を無効とする。

また、企画提案書類の受付後の再提出、差し替え等は認めない。

（1）企画提案書類一覧

- ① 企画提案書類申請書【様式第5号】

- ・ 提出日、提案者の所在地、商号、連絡先等必要事項を全て記載すること。

- ② 企画提案書類

- ・ 様式は、A4判、文字サイズ10.5ポイント以上とする。
- ・ 仕様書の各項目に関する説明を必ず含めること。

- ③ 見積書

- ・ 様式は任意とし、見積書合計額（消費税等相当額を含む。以下「見積額」という。）を記載すること。

なお、合計金額のみでなく、見積内訳について可能な限り記載すること。

【企画提案時 提出資料一覧表】

提出資料【様式】
①企画提案書類申請書【様式第5号】
②企画提案書類
③見積書

(2) 企画提案書類提出に当たっての注意事項

専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

(3) 企画提案書類受付期間

受付期間：令和7年10月24日（金）から令和7年10月28日（火）午後5時まで

※電子メール送信後は、午前8時30分から午後5時までの間に、電話により本要項「15. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。

12. 選定方法及び評価基準

本業務の受託候補者の選定については、本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(1) 審査の方法

企画提案審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案者ごとに審査項目に対して審査点を付与する。

(2) 評価の基準

評価基準は、別紙「審査評価基準」のとおりとする。

(3) 提案者が少数であった場合

提案者が1者の場合であっても、審査（プレゼンテーション及びヒアリング）は実施する。

13. 企画提案審査の実施

委員会は、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容を理解し、本業務の受託候補者を決定するため、企画提案審査参加資格者に対し、別紙「審査評価基準」に基づき審査を実施する。

(1) 企画提案審査の日時及び会場

審査の日時及び会場は、以下のとおりとする。

- ① 日時 令和7年11月5日（水）又は7日（金）（時間未定）

※審査の順番は、参加申込順とする。

- ② 会場 本庄市役所 3階 301会議室（予定）

※時間、会場等の詳細は、審査参加者へ個別に通知する。

（２）企画提案審査の概要

審査の概要は、以下のとおりとする。

- ① 提案者からの企画提案書類に関する概要説明・実演（プレゼンテーション） 70分以内
※準備及び片付けに要する時間は含まない。
- ② 委員会から提案者へのヒアリング 20分程度
- ③ 提案者の出席者は、3名以内とする。
- ④ 機器類の準備について、テレビモニター（52インチ）、スクリーン、プロジェクタ、テレビモニター及びプロジェクタ用ケーブル並びに電源は本市が準備するが、その他必要な機器（パソコン等）については、提案者が準備すること。ただし、本市が準備する機器類が、不具合により使用できない場合等に備え、提案者は機器類の準備をしておくこと。
- ⑤ プレゼンテーションは、提出資料及び実際に使用する例規管理システムを用いて行うこと。
なお、説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- ⑥ プレゼンテーション実施予定時期において、不測の事態等により審査の実施や参加が困難となった場合には、審査の中止や実施方法の変更を行う可能性がある。その場合は、本市から審査参加者へ別途通知する。

（３）失格基準

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

- ① 企画提案書類の提案内容に虚偽があることが判明した場合
- ② 提案者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ③ 企画提案審査を欠席した場合又は委員長の指示に従わなかった場合

（４）受託候補者及び次点候補者の選定

各委員の審査点について、審査項目ごとに平均点を算出し（小数点第2位以下切捨て）、各審査項目の平均点を合算した企画提案審査項目の総得点が最も高い提案者を本業務の受託候補者とし、総得点が受託候補者に次いで高い提案者を次点候補者に決定する。ただし、受託候補者及び次点候補者となる者は、企画提案審査項目の総得点が配点合計の50%以上である者とする。

なお、総得点が同点の場合は、見積額の安価な提案者を上位として選定し、見積額も同額の場合は、委員長の決するところとする。

（５）審査結果の通知

本プロポーザルの審査結果は、企画提案審査を受けた全ての者に対して、令和7年11月13日（木）午後5時までに、プロポーザル審査結果通知書により、電子メールにて通知する。

（６）受託候補者とならなかった理由にかかる説明要求

受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、

書面（様式自由、電子メール可）により、その理由について説明を求めることができる。

（７）受託候補者とならなかった理由にかかる書面回答

受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して５日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答する。

（８）その他

受託候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者に書面により通知し、本業務に係る協議を行うものとする。

1 4．その他

- ① 参加申込み、企画提案書類の作成及び提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ② 本業務のプロポーザル実施に当たり、不正行為を行った者又は提出を求められた企画提案書類に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- ③ 参加申込受付期間以降の参加申込書、企画提案書類受付期間以降の企画提案書類の追加提出、差し替え、撤回は原則として認めない。
なお、企画提案書類の内容を確認するため、本市が追加資料を求める場合がある。
- ④ 電子メール等の返信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑤ 企画提案書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- ⑥ 受託候補者を決定した後の契約手続は、本庄市契約規則（平成１８年本庄市規則第４９号）による。

1 5．書類等提出及び問合せ先

本庄市総務部行政管理課 法制係 担当：薄根・蓮
住 所：〒367-8501 埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
電 話：0495-25-1161(直通)
E-Mail：kanri@city.honjo.lg.jp

本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務委託プロポーザル評価基準表
【別紙】

審査評価基準

No.	評価区分		配点	記載箇所
1	システム	共通（システム全体）	215	—
		例規検索システム		仕様書 2（2）
		例規起案・審査システム		仕様書 2（3）
		システム管理機能		仕様書 2（4）
		法令・判例検索システム		仕様書 2（5）
		法令改廃情報提供システム		仕様書 2（6）
		全国例規・類似例規検索システム		仕様書 2（7）
		行政手続検索システム		仕様書 2（8）
		例規集データ更新		仕様書 2（9）
2	支援体制	サポート体制	70	仕様書 2（10）
		システムの保守		仕様書 2（11）
4	見積価格	見積価格	15	仕様書 4、5 募集要項 3 実施要項 3
合計			300	